

【料金表】

○身体介護の場合

20分未満	30分未満	60分未満	60分以上
身体 01	身体 1	身体 2	身体 3
163 円	244 円	387 円	567 円 (30分増すごとに+82円)

○生活援助の場合

45分未満	45分以上
生活 2	生活 3
179 円	220 円

○身体介助と生活援助の組み合わせ

身体 1・生活 1	身体 1・生活 2	身体 1・生活 3
309 円	374 円	439 円

身体 2・生活 1	身体 2・生活 2	身体 2・生活 3
452 円	517 円	582 円

※ 上記の金額に特定事業所加算Ⅱ、介護処遇改善加算Ⅲを乗じた額でのご請求となります。

※ 同一内建物にてサービスを行った際には、上記から 10%又は 12%又は 15%減額します。

○日常生活総合支援事業

週 1 回	週 2 回	週 3 回
1,176 円	2,349 円	3,727 円

※上記の金額に介護処遇改善加算Ⅲを乗じた額でのご請求となります。

※同一内建物にてサービスを行った際には、上記から 10%又は 12%又は 15%減額します。

○その他の加算

種 類	利 用 料	備 考
特定事業所加算Ⅱ	-	基本報酬に 10%を乗じた額
初回加算	200 円	新規利用にあたり初回の月のみ
介護処遇改善加算Ⅲ	-	1月あたりの利用料金に 18.2%を乗じた額

※ サービス内容に変更があった場合、ご契約者の負担額は変更します。

※ 平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割り増し料金が加算されます。割り増し料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

・早朝（午前 6 時から午前 8 時まで）… 25%加算

・夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）… 25%加算

・深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）… 50%加算

- ※ 2 人の訪問介護員でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の 2 倍の料金をいただきます。
- ※ 月途中で要支援度に変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
- ※ 介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。